

岐阜県喀痰吸引等業務の登録申請等（特定の者）に関する実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、「社会福祉士及び介護福祉士法」（昭和62年法律第30号。以下「法」という。）、
「社会福祉士及び介護福祉士法施行令」（昭和62年政令第402号。以下「施行令」という。）、
「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則」（昭和62年厚生省令第49号。以下「省令」という。）、
「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第72条。以下
「改正法」という。）及び「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部を改正する省令」（平成2
3年厚生労働省令第126号。以下「改正省令」という。）に定めるもののほか、次の各号に関し、必
要な事項を定めるものとする。

- 1 登録特定行為事業者（省令別表第三の研修（以下「第3号研修」という。）を修了し、認定特定
行為業務従事者の認定を受けた者のみを従事者とする事業者に限る。）の登録等
- 2 認定特定行為業務従事者（第3号研修を修了した者に限る。）の認定等
- 3 登録研修機関（第3号研修の課程のみを実施する研修機関に限る。）の登録等

（登録特定行為事業者の登録の申請及び登録）

第2条 法附則第27条第1項の登録の申請をしようとする者は、「登録特定行為事業者登録申請書」
（様式1-1）に、同様式に記載する添付書類を添えて知事に提出しなければならない。

- 2 前項の規定により登録を申請した者が、法附則第27条第2項において準用する法第48条の5第
1項に掲げる要件の全てに適合し、法附則同条同項において準用する法第48条の4各号のいづれ
にも該当しないときは、知事は、法附則同条同項において準用する法第48条の5第2項の規定に
基づき、「登録特定行為事業者登録簿」（様式2-1）に登録するとともに、様式2-2により事業
者に通知する。

（登録特定行為事業者の登録の更新等）

第3条 前条により登録を受けた者（以下「登録特定行為事業者」という。）は、法附則第27条に定
める特定行為業務について、実施する特定行為業務を追加しようとするときは、あらかじめ「登録
特定行為事業者登録追加申請書」（様式3-1）に、同様式に記載する添付書類を添えて知事に提
出しなければならない。

- 2 前項の規定による申請があったときは、知事は、前条第2項の登録簿に、追加した特定行為を記
載するとともに、様式2-2により登録特定行為事業者に通知する。
- 3 登録特定行為事業者は、法附則第27条第2項において準用する法第48条の6第1項の規定に基
づく、法附則同条同項において準用する法第48条の3第2項第1号から第3号までに掲げる事項
を変更しようとするときはあらかじめ、同条同項第4号に掲げる事項その他の登録特定行為事業者
の登録に係る事項に変更があったときは遅滞なく、「登録特定行為事業者変更登録届出書」（様式3
-2）により知事に届け出なければならない。
- 4 登録特定行為事業者が特定行為業務を行う必要がなくなったときには、法附則第27条第2項に
おいて準用する法第48条の6第2項の規定に基づき、登録を辞退する日の1月前までに、「登録特
定行為事業者登録辞退届出書」（様式3-3）により知事に届け出なければならない。
- 5 前項の規定による届出があったときは、当該特定行為事業者の登録は、その効力を失う。

(登録特定行為事業者の登録の取消し等)

第4条 登録特定行為事業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、法附則第27条第2項において準用する法第48条の7の規定に基づきその登録を取り消し、又は期間を定めて特定行為業務の停止を命ずることができる。

- 一 法附則第27条第2項において準用する法第48条の4各号(第3号を除く。)のいずれかに該当するに至ったとき
- 二 法附則同条同項において準用する法第48条の5第1項各号に掲げる要件に適合しなくなったとき
- 三 前条第1項の規定による届け出をせず、又は虚偽の届け出をしたとき
- 四 虚偽又は不正の事実に基づいて登録を受けたとき

2 前項の命令について、知事は、様式4により事業者に通知する。

(認定特定行為業務従事者認定証の交付申請、交付及び登録)

第5条 法附則第11条第1項の規定による認定特定行為業務従事者認定証の交付を受けようとする者は、「認定特定行為業務従事者認定証交付申請書(第3号研修修了者)」(様式5-1)に、同様式に記載する添付書類を添えて知事に提出しなければならない。

2 前項の規定により登録を申請した者が、法附則第11条第3項の各号のいずれにも該当しないときは、知事は、「認定特定行為業務従事者認定証(第3号研修修了者)」(様式6-1)に、次の各号に掲げる事項を記載して交付し、「認定特定行為業務従事者認定証登録簿」(様式6-3)に登録する。

- 一 氏名及び生年月日
- 二 登録年月日
- 三 登録番号
- 四 対象者氏名
- 五 特定行為種別

(認定特定行為業務従事者認定証の交付事務の委託)

第6条 知事は、法附則第12条第1項及び施行令附則第5条の規定に基づき、前条に規定する認定特定行為業務従事者認定証に関する事務(認定特定行為業務従事者認定証の返納に係る事務、喀痰吸引等研修の課程修了に係る認定の事務及び認定特定行為業務従事者認定証の交付の拒否に係る事務を除く。)の全部又は一部を登録研修機関に委託するときは、省令附則第9条の規定に基づき、あらかじめ知事と登録研修機関の間で委託契約書を作成して行う。

2 前項の規定により知事の委託を受けた登録研修機関に対して、前条第1項の申請がなされ、登録を申請した者が、法附則第11条第3項の各号のいずれにも該当しないときは、「認定特定行為業務従事者認定証(省令別表第三の研修(第3号研修)修了者)」(様式6-2)に次の各号に掲げる事項を記載して交付し、前条第2項の登録簿に登録する。

- 一 氏名及び生年月日
- 二 登録年月日
- 三 登録番号
- 四 対象者氏名

五 特定行為種別

- 3 第1項の規定により認定証交付事務の委託を受けた登録研修機関の役員（法人でない登録研修機関にあっては法附則第11条第2項の登録を受けた者）若しくは職員又はこれらの職にあった者は、法附則第12条第2項の規定に基づき、当該委託に係る認定証交付事務に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

（認定特定行為業務従事者認定証の変更の届出等）

- 第7条 認定特定行為業務従事者は、省令附則第5条各号に掲げる事項に変更があったときは、省令附則第7条の規定に基づき、遅滞なく、「認定特定行為業務従事者認定証変更届出書」（様式7）により知事に届け出なければならない。
- 2 前項の届出に伴い、認定特定行為業務従事者認定証の再交付を希望する場合は、「認定特定行為業務従事者認定証再交付申請書」（様式8）に、当該認定特定行為業務従事者認定証を添付して、知事に提出しなければならない。
- 3 認定特定行為業務従事者は、省令附則第8条第1項の規定に基づき、認定特定行為業務従事者認定証を汚損したとき又は失ったときは、遅滞なく、前項の再交付申請書を知事に提出しなければならない。
- 4 前項の申請において、認定証を汚損したときにあつては、当該汚損した認定証を添えなければならない。
- 5 認定特定行為業務従事者は、第3項の申請をした後に、失った認定特定行為業務従事者認定証を発見したときは、省令附則第8条第2項の規定に基づき、速やかにこれを知事に返納しなければならない。

（認定特定行為業務従事者の死亡等の届出）

- 第8条 認定特定行為業務従事者が次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、当該各号に掲げる者は、省令附則第8条の2の規定に基づき、遅滞なく、「認定特定行為業務従事者死亡等届出書」（様式9）に、認定特定行為業務従事者認定証を添付して、知事に届け出なければならない。
 - 一 死亡し、又は失踪の宣告を受けた場合 戸籍法（昭和22年法律第224号）に規定する届出義務者
 - 二 法附則第11条第3項第1号に該当するに至った場合 当該認定特定行為業務従事者又は同居の親族若しくは法定代理人
 - 三 法附則第11条第3項第2号から第4号までのいずれかに該当するに至った場合 当該認定特定行為業務従事者又は法定代理人

（特定行為の業務停止及び認定特定行為業務従事者認定証の返納）

- 第9条 知事は、認定特定行為業務従事者が次の各号のいずれかに該当する場合には、法附則第11条第4項の規定に基づき、「認定特定行為業務従事者業務停止・認定証返納命令書」（様式10-1）により、期間を定めて特定行為の業務を停止し、又はその認定特定行為業務従事者認定証の返納を命ずることができる。
 - 一 法附則第11条第3項各号（第5号を除く。）のいずれかに該当する場合
 - 二 前号に該当する場合を除くほか、特定行為の業務に関し不正の行為があつた場合

三 虚偽又は不正の事実に基づいて認定特定行為業務従事者認定証の交付を受けた場合

四 その他これに準ずる行為等があった場合

- 2 前項の規定により認定証の返納を命ぜられた認定特定行為業務従事者は、施行令附則第4条第1項の規定に基づき、遅滞なく、知事にこれを返納しなければならない。
- 3 知事は、第1項の規定に基づいて、期間を定めて特定行為の業務を停止した場合は、「業務停止処分に関する都道府県間連絡通知」(様式10-2)により、認定特定行為業務従事者認定証の返納を命じた場合には、「認定証返納処分に関する都道府県間連絡通知」(様式10-3)により、施行令附則第4条第2項及び第3項の規定に基づき、当該認定特定行為業務従事者へ認定証を交付した都道府県知事に通知する。

(認定特定行為業務従事者の認定の辞退)

第10条 第5条、第6条又は第18条の規定により認定証の交付を受けた者が、特定行為業務を行う必要がなくなったときには、交付を受けた認定特定行為業務従事者認定証を添えて、認定を辞退する日の1月前までに、「認定特定行為業務従事者認定辞退届出書」(様式11)により知事に提出しなければならない。

(登録研修機関の登録申請)

第11条 法附則第13条の規定による研修機関の登録を申請しようとする者は、省令附則第10条第1項の規定に基づき、「登録研修機関登録申請書」(様式12-1)に、同様式に記載する添付書類及び次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

一 法附則第19条の業務規程

二 研修修了証明書

- 2 前項の規定により登録を申請した者が、法附則第15条第1項及び省令附則第11条に掲げる要件のすべてに適合し、法附則第14条各号のいずれにも該当しないときは、知事は、法附則第15条第2項の規定に基づき、次の各号に掲げる事項を記載して「登録研修機関登録簿」(様式13-1)に登録するとともに、様式13-2により登録研修機関に通知する。

一 登録年月日及び登録番号

二 登録を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

三 事業所の名称及び所在地

四 喀痰吸引等研修の業務開始の予定年月日

五 喀痰吸引等研修の課程

(登録研修機関の登録の更新等)

第12条 前条により登録を受けた者(以下「登録研修機関」という。)は、前条第2項各号(第1号を除く。)の内容を更新するときは、法附則第16条及び施行令附則第6条の規定に基づき、5年ごとに、「登録研修機関登録更新申請書」(様式14-1)を知事に提出しなければならない。

- 2 前項の申請があったときは、知事は、前条第2項の登録簿に更新の内容を記載するとともに、様式13-2により登録研修機関に通知する。
- 3 登録研修機関が、第1項の規定による更新を受けなかったときは、その期間の経過によって、その効力を失う。

- 4 登録研修機関は、法附則第 18 条の規定に基づき、同附則第 15 条第 2 項第 2 号から第 5 号までに掲げる事項その他の登録研修機関の登録に係る事項を変更しようとするときは、あらかじめ「登録研修機関変更登録届出書」（様式 14-2）により知事に届け出なければならない。
- 5 登録研修機関は、登録された業務規程の内容を変更しようとするときは、法附則第 19 条第 1 項の規定に基づき、あらかじめ「登録研修機関業務規程変更届出書」（様式 15）により知事に届け出なければならない。

（修了証明書の交付等）

- 第 13 条 登録研修機関は、研修の修了者に対し、第 11 条第 1 項第 2 号の研修修了証明書を交付するものとする。
- 2 登録研修機関は、研修の修了者の氏名、生年月日、修了した研修の課程、修了年月日及び修了証明書の番号を記載した名簿を作成し、年度ごとに、知事へ提出するものとする。
 - 3 前項に定める名簿は永年保存とし、修了証明書の再発行に対応できるようにしておかなければならない。

（登録研修機関の休廃止）

- 第 14 条 登録研修機関が、喀痰吸引等研修の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、法附則第 20 条及び省令附則第 15 条の規定に基づき、「登録研修機関休廃止届出書」（様式 16）により、登録を休廃止する日の 1 月前までに、知事に届け出なければならない。

（適合命令）

- 第 15 条 知事は、登録研修機関が法附則第 15 条第 1 項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、法附則第 21 条の規定に基づき、その登録研修機関に対して、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（改善命令）

- 第 16 条 知事は、登録研修機関が法附則第 17 条の規定に違反しているとき、法附則第 22 条の規定に基づき、その登録研修機関に対して、法附則第 17 条の規定による喀痰吸引等研修を行うべきこと又は喀痰吸引等研修の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとることを命ずることができる。

（登録研修機関の登録の取消等）

- 第 17 条 知事は、登録研修機関が次の各号のいずれかに該当するときは、法附則第 23 条の規定に基づき、その登録を取り消し、又は期間を定めて喀痰吸引等研修の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
- 一 法附則第 14 条各号（第 3 号を除く。）のいずれかに該当するに至ったとき
 - 二 法附則第 18 条から第 20 条までの規定に違反したとき
 - 三 前 2 条の命令に違反したとき
 - 四 法附則第 25 条において準用する第 17 条の規定に違反したとき
 - 五 虚偽又は不正の事実に基づいて登録を受けたとき

2 前項の命令について、知事は、様式 17 により登録研修機関に通知する。

(認定特定行為業務従事者認定証(経過措置)の交付申請、交付及び登録)

第 18 条 改正法附則第 14 条の規定による知事の認定を受けようとする者は、改正省令附則第 4 条第 1 項の規定により、「認定特定行為業務従事者認定証(経過措置)交付申請書」(様式 18-1)に、同様式に記載する添付書類を添えて知事に提出しなければならない。

2 前項の規定により登録を申請した者が、法附則第 11 条第 2 項に規定する喀痰吸引等研修の課程を修了した者と同等以上の知識及び技能を有すると知事が判断したときは、改正法附則第 14 条第 2 項の規定に基づき、「認定特定行為業務従事者認定証(経過措置・特定の者対象)」(様式 18-5)に、次の各号に掲げる事項を記載して交付し、第 5 条第 2 項の登録簿に登録する。

- 一 氏名及び生年月日
- 二 登録年月日
- 三 登録番号
- 四 対象者氏名
- 五 特定行為種別

(公示)

第 19 条 知事は、次の各号のいずれかに該当したときは、法附則第 24 条の規定に基づき、その都度、公示する。

- 一 法附則第 15 条又は第 27 条第 1 項の規定に基づき登録したとき
- 二 法附則第 18 条の規定による届出(氏名若しくは名称若しくは住所又は事業所の名称若しくは所在地に係るものに限る。)があったとき
- 三 法附則第 20 条の規定による届出があったとき
- 四 第 4 条の規定に基づく登録の取消し又は特定行為業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき
- 五 第 17 条の規定に基づく登録の取消し又は喀痰吸引等研修業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき

2 前項の公示は、岐阜県ホームページに掲載して行うものとする。

(帳簿の備付け等)

第 20 条 登録研修機関は、法附則第 25 条において準用する法第 17 条の規定に基づき、喀痰吸引等研修の業務に関する事項を記載した帳簿を備え、これを保存しなければならない。

(報告)

第 21 条 知事は、法を施行するため必要があると認めるときは、法附則第 25 条において準用する、又は法附則第 27 条第 2 項において準用する法第 19 条の規定に基づき、その必要な限度で、登録特定行為事業者又は登録研修機関に対し、報告させることができる。

(立入検査)

第 22 条 知事は、法を施行するため必要があると認めるときは、法附則第 25 条において準用する、

又は法附則第 27 条第 2 項において準用する法第 20 条の規定に基づき、その必要な限度で、その職員に、登録特定行為事業者又は登録研修機関に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第 1 項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(関係書類の保存)

第 23 条 登録特定行為事業者又は登録研修機関が保存すべき書類の種類及び保存期間は次のとおりとする。

一 登録特定行為事業者にあつては第 2 条及び第 3 条において、登録研修機関にあつては第 11 条及び第 12 条においてそれぞれ規定する登録、更新、変更に係る申請書及び添付書類は、永年保存とする。

二 前号に掲げるほか、特定行為業務又は喀痰吸引等研修に係る関係書類は、5 年間保存とする。

附 則

この要綱は、平成 24 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 7 月 1 日から施行する

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する

附 則

この要綱は、令和 8 年 3 月 1 日から施行する